

在宅介護支援センターインフォメーション みんなで介護予防！①

〈在宅介護支援センターをご利用ください〉

在宅介護支援センターでは、市民の皆さんが「住み慣れた地域で、自分らしく、豊かに老いていく」ことを支援していくために、介護や介護を予防する事に関する相談を行っています。

〈介護の相談例〉

- ・ 脳梗塞で入院し退院後自宅で過ごしたいが：
- ・ ひとりで家にいること多く出かけられる場所は：
- ・ 介護保険を利用したいが：
- ・ 福祉用具（ベッド、車椅子など）を借りたい：
- ・ 介護方法について聞きたい
- ・ 認知症の対応はどうしたらいいの：

このような介護のことは何でもお気軽にご相談ください。必要に応じて訪問し、家族の方と一緒に話し合い、関係機関との連絡調整をしています。

また、「こんにちは お達者訪問です」事業では、スタッフ（看護職）が高齢者の方の家庭へお伺いし、体調の管理や介護

に関する相談をお受けしています。

介護予防の相談

介護予防とは、健康な高齢者が要介護状態になることを防ぐとともに、介護が必要な高齢者が重度化するのを防ぐことです。できるだけ自分のことは自分でできるように、各種のメニューを用意して応援させて頂きます。



また、各区で行われている「足腰お達人相談会」や「脳生き生き相談会」でもセンターのスタッフがおりますのでお気軽にご相談ください。

相談・問い合わせ先

- 福祉の森在宅介護支援センター：総合福祉センターの一階
電話64—5000

（住所）鞍掛197-1

- ケアポート在宅介護支援センター：ケアポートみまき内
電話61—6060

（住所）布下6—1-1

介護保険法が改正されました

平成17年10月1日から 介護保険施設の「居住費」と「食費」が 自己負担になります

平成12年4月1日からスタートした介護保険制度は、5か年ごとの見直しによる介護保険法改正に伴い、制度が変わりました。

現在、施設利用をしている方の居住費と食費は介護保険から給付がされていますが、在宅者との公平性を図るために、今回の改正で施設での居住費と食費が自己負担になります。短期入所（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）も対象となります。

【参考】特別養護老人ホーム（特養）入所で要介護5の方の場合

〔保険料段階区分が第3段階～第6段階の基準費用額（月額）です。〕

〔現行〕		〔改正後〕		
		（単位：万円）		
区分	負担内訳（保険給付対象）			利用者負担合計
	1割負担	居住費	食費	
個室	3.1	4.0～5.0	2.6	9.7～10.7
多床室	3.0	—	2.6	5.6

		（単位：万円）		
区分	負担内訳（保険給付対象）			利用者負担合計
	1割負担	居住費	食費	
個室	2.6	6.0	4.2	12.8
多床室	2.9	1.0	4.2	8.1

● 低所得者の方は負担の軽減が図られます

低所得の方には施設（短期入所（ショートステイ）含む）の利用が困難にならないように、居住費と食費の利用者負担の上限額が設定され、その額を超える部分は保険給付で補てんされます。

この適用を受けるには、利用者が市長へ申請し、認定証の交付を受けなければなりません。

なお、この適用の対象者は、世帯非課税者（介護保険料段階区分が第1段階、第2段階）です。対象者には申請のお知らせを行っていますので、適用を受ける方は、総合福祉センター福祉課高齢者係へ申請して下さい。

問い合わせ

福祉課 高齢者係
（総合福祉センター内）
電話64—8888